

社会福祉法人光風会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光風会の役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額50万円
- (2) 業務執行理事 月額30万円
- (3) その他の理事及び監事 理事会等法人業務に従事したとき、その都度、日額1万円(手取額)

(評議員報酬)

第3条 評議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 評議員 評議員会等法人業務に従事したとき、その都度、日額1万円(手取額)

(支給日及び支給方法)

第4条 報酬の支給日は、次のとおりとする。

- (1) 2条第1号及び第2号の報酬 毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、次営業日)
- (2) 2条第3号及び前条第1号の報酬 その都度

2 支給の方法は、次のとおりとする。

- (1) 2条第1号及び第2号の場合 銀行振込
 - (2) 2条第3号及び前条第1号の場合 現金支給
- (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月21日から施行する。
- 2 社会福祉法人光風会役員報酬規程(平成12年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行し、第2条の改正規定は、平成30年10月分報酬から適用する。